

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第 2 2 号

令和 7 年 1 0 月 2 6 日執行の川崎市長選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項において読み替えて準用する同法第 3 9 条の規定により、次のとおり指定しました。

令和 7 年 1 0 月 1 2 日

川崎市宮前区選挙管理委員会  
委員長 持 田 政 邦

| 施設の名称                        | 所 在 地                   | 設置期間                           |
|------------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 川崎市宮前区役所<br>4 階大会議室          | 川崎市宮前区宮前平 2 丁目 2 0 番地 5 | 1 0 月 1 3 日から<br>1 0 月 2 5 日まで |
| 川崎市宮前区役所<br>向丘出張所等<br>1 階ロビー | 川崎市宮前区平 1 丁目 1 番 1 0 号  |                                |